

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和6年9月13日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、堀議員、11番、杉田議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 令和5年度各会計決算審査特別委員会開催のため本会議を休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前11時37分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第2、認定第1号 令和5年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和5年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和5年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和5年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

●委員長（竹田議員） 令和5年度各会計決算審査特別委員会に付託された認定第1号 令和5年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決

しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、認定第1号 令和5年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第2号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第3号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第4号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第5号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第6号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第7号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第8号 令和5年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和5年度厚岸町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第9号 令和5年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和5年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 昼食のため、休憩したいと思います。

再開は、午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（大野議員） 日程第3、報告第9号 令和5年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第9号「令和5年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和5年度厚岸町一般会計等における（1）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので、比率なしであります。②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。③実質公債比率、11.0%、④将来負担比率、79.4%であります。

当町に適用される早期健全化基準は、右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和5年度厚岸町公営企業会計における（2）資金不足比率であります。いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は、右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきましては、お手元に配付しております報告第9号説明資料により、ご説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字額について、標準財政規模に対する割合で占める比率であります。表の上段右側、太枠で囲っているところですが、比率はマイナス12.43%、この表記につきましては、実質収支が黒字のため、マイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足、剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下下段のとおり、マイナス16.26%、この表記につきましても、収支が赤字でなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをお開きください。

実質公債比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払

額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、本年度の比率は11.0%で、前年度との比較では0.5ポイントの減少であります。

3ページをご覧ください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には、各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は79.4%で、前年度との比較では3.0ポイントの減少であります。

4ページをお開きください。

参考として、備荒資金超過納付金を算定に含めた場合の将来負担比率は54.3%であります。

5ページをご覧ください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。水道事業会計マイナス62.8%、このマイナス表記は資金不足額ではなく、資金剰余額の割合であります。次に、病院事業会計はマイナス1.5%、同じく資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。四つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は、比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第9号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第9号「令和5年度厚岸町の一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査いたしました結果につきましては、お手元に配付をさせていただきました別紙意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、これらの4項目とも、算出した比率数値は正確であり、算出根拠及びそれらを算出した方法も、検証の結果、間違いなく適正であるものと認められたところでございます。

なお、4項目とも比率は早期健全化基準以下となっております。また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の特別会計における資金不足比率、こちらにつきましても適正であり、基準内にありまして、現段階におきましては数値上は問題ないものと判断したところでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づきま

して、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類につきましては、いずれも適正であり、誤りがないものと認められたことを申し上げます。監査報告とさせていただきます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。  
7番、南谷議員。

●南谷議員 はじめに、実質赤字比率でお尋ねいたします。

令和5年度は対前年比1.11ポイントの改善に至っております。単年度の実質収支は、黒字化しました。この要因を説明してください。

次に、実質公債比率です。公債比率は3か年の平均数字でございますが、対前年比0.5ポイント数字が下がりました。0.5ポイント体力が改善した。このことは大変よかったと思います。この要因についても説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、一つ目の実質赤字比率の前年度との比較の要因でございます。資料をお配りしておりました。見ていただければと思います。まず、そちらに表記しております実質収支額、これはA欄、一番の上にあります。こちらが実質収支が6億8,772万1,000円、これは昨年、令和4年度でいきますと、6億1,957万5,000円。こちらが6,814万6,000円ほど増えております。

それと、下のほうの標準財政規模でございます。こちらがこの令和5年度でいきますと55億3,041万7,000円。令和4年度でいきますと54億7,005万1,000円ということで、こちら6,036万6,000円ほど増えております。

この実質収支の要因であります。大きくお答えさせていただきますと、まず大きな要因といたしましては、これは歳入歳出差し引きで実質収支であります。歳入でいきますと特別交付税、こちらが最終予算では3億円でございますが、こちら決算額では6億1,883万5,000円ということで、3億1,800万円ほど増額ということでございます。大きな要因といたして、もう一つが歳出でございます。除雪対策、こちらの最終予算が3億4,000万円ほど見込んでおりました。これが決算でございますと1億6,800万円。これが不用額で1億7,200万円。これが合わせまして約5億円ほどが実質収支で増えて、その差引きで6,800万円増えたというのが、この実質赤字比率で、増減額のポイントが1.11%ポイントが増加したというようなことでございます。

それと、実質公債比率であります。こちら資料の2ページ目を開いていただければと思います。こちらが、まず大きな要因でございます。上段の上のほうでございますが、④でございます。公営企業会計に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金ということでございます。こちらは、病院会計、また水道会計における公債費に準ずる一般会計からの繰入金ということであります。こちらが令和4年度と5年度を比較いたしますと、2,533万2,000円ほど減っております。大きな要

因としてましては、下水道事業債の残高が減ってきているということで、償還が減っているということでございます。もう一つが⑩災害・復旧等に関わる基準財政需要額。こちらは、起債をお借りいたしまして、それに対する交付税措置ある部分がこちらにあります。こちらは逆に、この令和4年度と令和5年度で比較いたしますと、5,284万6,000円増えております。この増えた要因といたしましては、緊急防災事業債、こちらの交付税で4,700万円ほど、それと過疎債で1,500万円ほど増えて、これが増えたということでございます。こちらが、主な要因でいきますと、分子になります。分母でございますが、これは⑫を見ていただければと思います。標準税収入額等でございます。こちらが増えているのが4年度と比較いたしますと1,086万2,000円。それと⑬にあります普通交付税額、こちらのほうが普通交付税が令和4年度から令和5年度を比べますと7,668万3,000円が4年度から増えているということで、こちらを計算いたしますと11.0%。前年度から比較いたしますと0.5ポイントの減少といった内容でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 連結赤字比率のほうについては、特別交付税の増、それから除雪対策費の関係での、雪が降らなくて不用額が発生した、財源が出たということで、まず実質赤字比率の数字が改善された。もう一つのほうについては、今、るる説明があったのですけれども、大体分かりました。その上でお尋ねをさせていただきます。

将来負担比率でお尋ねをさせていただきます。将来負担比率ですが、説明資料を見てください。資料の3ページですか、地方債の現在残高は123億4,819万6,000円。この数字が厚岸町の令和5年度の最終残高と認識しております。対前年比1億5,439万6,000円の減額となっております。地方債の残高は、令和4年度よりも下がっております。3ポイント下がった。この要因について、公営企業債充当可能財源等、特に基金の動きなども含めて、この将来負担比率の内容について、令和5年度の数字の内容について説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、今、議員からもありました、将来負担比率の今回の減少の要因ということで、一つ目の①、まず地方債の現在高ということでございます。令和4年度から比較いたしますと1億5,439万6,000円と減少になったものであります。この要因でございますが、まず一つ目といたしましては、平成23年に借り入れいたしました。これは過疎債でお借りしております学校給食センター、こちらが償還が終了したということでございます。それともう一つの要因が、平成15年にお借りしました臨時財政対策債、こちらが償還終了したということで、これが大きい要因でございます。

それと③でございます。公営企業等の繰入見込額、こちらが令和4年度から比較いたしますと1億3,385万7,000円が減っているということであります。こちらの要因をいたしましては、病院事業会計、それと下水道事業会計、それぞれが起債残高が減っている

ということで、今回、一般会計から公営企業会計にこの借金の繰入れを見込みするという額が、この表の中で減ったということでございます。

それと、こちらの下のほうであります。まず⑩の充当可能基金でございますが、こちら令和4年度と比較いたしますと2億94万5,000円が増加となっております。こちらは、大きい要因といたしましては、ふるさと納税の基金が増えたということで、こちらがふるさと納税の基金が2億2,484万5,000円ということで、プラスになったということでございます。

それと、もう一つの要因といたしましては、⑫の基準財政需要額に算入見込額ということで、逆にこちらはマイナス3億3,854万7,000円という形であります。こちらの要因といたしましては、先ほどの公営企業の部分でも関係してくるのですが、やはり下水道、それと病院会計、こちらの起債残高に対する交付税措置、こちらの見込みが起債残高が減ると同時に算入する額も減少するという、見込まれるという数字のものでございます。

それがまず1点目と、もう一つが、先ほども起債残高で減った要因としての臨時財政対策債、これが償還終了したということで、こちらの交付税措置の見込みというのもこれに合わせて減ったということで、こちらが3億3,800万円減るといった内容でございます。これらの部分が合わせまして、この計算式に置き換えて79.4%、前年度から比べますと3.0ポイント減少したとといった内容でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今の説明で、1点ちょっと理解できない部分があるのです。基準財政需要額、算入見込額でございます、⑫。ここで今、ここの数字が令和4年度より減ってますよね。減ったのですけれども、この数字が減ったということと、ちょっと頭が整理つかないのです。こちらが下がっているのに、どうして負担比率のほうに影響があるか。このところの兼ね合いについて、もう少しきちんと分かるように説明をしていただきたい。何で⑫、令和5年度よりも令和4年度が下がっています、実質。下がったのだけれども、単純に下がった、こっちが、高いほうがいいのではないのかなと単純に見えるのだけれども、下がったほうが影響する。割り返すからなのか、この辺についてもう少し説明、きちんと順序立てて説明をしてください。

それから、将来負担支率でございます。令和5年度は改善をいたしました。私は非常に将来負担支率に常にここに注視しているのですけれども、令和5年度、思った以上に下がったなという思いであります。そういう意味ではよかったのかなと、令和5年度の決算の状況については、非常によかった結果に至ったという判断をしておるのですけれども、令和6年度は厳しいものがあると推定をしております。この辺については、どのように推定をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

大変申し訳ございません。説明の不足ということでございました。もう一度説明させていただきます。

まず、計算式を見ていただきますと、まず分子の部分の上のほうでございます。将来負担額のAという欄です。これが①から⑨までの合計額ということでございます。この①から⑨までの合計額は、こちらは地方債含めて、要は負担がどのくらいかかるのだと、一般会計のこの地方債の現在高、またこの公営企業会計、一般会計から繰入れをしなければならぬ額が幾らなのか、それと④の組合等、これは消防に対する負担の見込額、これも入れまして、こちらが176億円という形でこの表記をされております。逆にこのBの欄、⑩から⑫は、これは先ほどのあります⑩と、これは基金、それと⑪充当可能収入、それと起債の算入見込額、これをその中でも収入があると、これを差し引いた中での分子の計算だというような形であります。

先ほどの基準財政収入額のところは、起債残高が減っていきますと、本来交付税でバックがあります。例えば過疎債でいきますと、これは7割バックとあるのですが、これも基準財政需要額の算入見込額に計算を、今の厚岸町がある、例えば過疎債の地方債の現在高、これに対する7割を掛けた数字がここに入ってくると。ただ、これが起債残高が減っていくと、その交付税で頂ける部分がやはり減ってきますので、それが今回、先ほど説明させていただきました下水道、病院、それと臨時財政対策など、いろいろな起債が償還が終わって、その分が交付税の算入額も減っているということで、そこがこういうような原因となったということでございます。

それと令和6年度の見込みに対する考え方ということでございます。令和6年度、この様式に対して、この地方債現在高、数字をただ変えただけで置き換えますと、今回の今の当初予算、令和6年度の記載、地方債の現在高、これは一般会計でしか数字は出しておりませんが、これが今の当初予算のほうでは、131億7,256万1,000円というような起債残高で当初予算を表記しております。これを単純にここの数字に置き換えますと、将来負担比率は97.8%ということになります。これは単純に数字を置き換えただけなので、これに起債をまた借りるとなりますと、この⑫の基準財政、普通交付税で来るバックも数字が変わってくるので、ここはその数字になるというものではございませんけれども、単純に今の令和6年度の当初予算で含めた起債残高を含めれば97.8%。これは一番大きな要因といたしましては、防災交流センターということでございます。

危惧するところでは、確かにこちらのほう、将来負担比率が増えていくという部分と、やはり気をつけなければならないのが、近年の金利の上昇でございます。これを令和2年度と比較いたしますと、令和2年度でいきますと、同じような緊急防災事業債借りたときには0.5%でした。今現在でいきますと、この30年の償還をお借りしますと1.7%と、今の現在の金利できますと。やはりその金利というのも今後気をつけていかなければならない一つの要因と思っております。

そういった中では、やらなければならないまだまだ大型事業がたくさんあります。またそういった中では、今回の比率が落ちた要因の一つでもあります。やはり取り崩した基金を積み戻して、なおかつプラスアルファになったと、これが大きな要因だと思っております。この基金に関しましては、これは将来負担比率につきましては、あくまでも借金に対する割合ではございますが、やはりこの充当基金というのはソフト、ハード、

町民サービスを低下させないために事業をやって、そしてなおかつ基金に積み戻せたというような決算の結果でのことだと思っています。ただ、これをやはり維持するとなると、ソフト、ハードとも、ここは町民サービスを低下させないために、どういったあれでやっていかなければならないと。やはりそういった中では、一つでも各担当課でも努力しておりますが、やはり収入確保、それと歳出削減等を見直しをしながら進めていかなければ、この比率は下がっていかない、また維持していけないということでもありますので、そういった中では、さらに財政担当といたしましても、気を引き締めてこの数字に向き合いながら、財政運用を行っていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第68号 令和5年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第68号「令和5年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。

この提案は、令和5年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金の処分をすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、処分の内容についてであります。令和5年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金9,603万7,644円のうち、積立金に関しては、将来老朽化した施設の更新など、投資に関わる財源は多くを企業債に頼る状況です。人口減少などにより、給水収益が減少している中、公債費の借入れを抑制を図るため、900万円を減債積立金に積み立て、1,700万円を建設改良積立金に積み立て、2,500万円を資本金へ組み入れ、繰越利益剰余金処分数額1,856万8,166円を資本的収支へ補填し資金へ組み入れ、残余の2,646万9,478円を収益的収支に不足が生じた場合、あるいは災害や突発的な施設修理など、緊急的な対応が必要となった場合に備え、繰り越すものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 令和4年度の処分額とほぼ同じくらいなのです、処分額は。大した差がないのです。令和5年度は2,646万9,478円。これは令和4年度とほぼ大体、下桁違いくらい。ただ、当初計画では、毎年3,000万円をめどに積み立てていきたいと、こういう計画だったと記憶しています。この令和4年、令和5年度と2,600万円ととどまっています。この辺について町としてはどのように捉えているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

我々料金改定したときに、料金改定に対する推計を作っているのですが、令和元年としては、もともと3,010万円を利益剰余金積み立てていけるのではないかとこの計画でいしましたが、結果的には363万円ほど減少したということ。この背景に関しては、主に費用に関します薬品費等の高騰、あるいは水質が悪くなって薬品をかなり多く使いましたということと、修理に対する費用の上昇というものが、なるべく漏水を早期発見して、修理して、小さい内容でとどめていくというところと、ほかの財源に関しても、いろいろ補足を考えながら利益を出るように考えてきておりますが、この物価高騰等なのもあり、この辺を受けまして、極力3,000万円くらいに近づけようと考えますが、至らぬ結果というような結果にあります。鋭意努力しながら、また令和6年度も対応していこうと思っておりますので、そう考えてございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」。

上記議案を次のとおり提出する。

令和6年9月10日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一。同じく、室崎正之。同じく、杉田尚美。同じく、堀守。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史、文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。しかしながら、北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障がい、感染道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。これらの課題を解消し、食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮させるためには、平常時、災害時を問わない、安定した物流や広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である北海道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金水準などの上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流・物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁・トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理、更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結・融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や、財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電中化の推進な

ど、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

7、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備、及び津波対策緊急事業について必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、大野利春。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

●議長（大野議員） 提出者であります竹田議員が欠席でありますので、代わりに賛成者のうちから堀議員に提案理由を求めます。

10番、堀議員。

●堀議員 ただいま上程いただきました、意見書案第2号についてであります。国土強靱化については、現在、令和3年から令和7年までの防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策が実施されているところであります。

日本の高度経済成長期以降において整備されました様々な重要なインフラ施設が耐用年限を迎えてきている昨今において、その更新整備というものは地方自治体において大変重要な課題であり、自治体財政を圧迫する要因ともなっていることから、国においては必要な制度の創設や財政支援の充実効果を図ることを強く求めていくものであります。

加えて近年の多発化・大規模化する自然災害や切迫する地震・津波への対応は、私たちの生命、財産を守る上でも待ったなしの状況であることは議員各位の認識も同じものだと思います。

昨年、一昨年、その前から同様の意見書は毎年当議会から提出をしておりますが、令和7年までの5か年加速化対策中にはもちろんのこと、それ以降においてもまだまだインフラ施設の更新のための財政支援は必要と考え、私たちはこの意見書を毎年のように出し続けて、国に対し強く要望していく必要があると考えます。

各位におかれましても、趣旨の一端をご理解の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（大野議員） 日程第6、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

●議長（大野議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、令和6年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後1時48分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年9月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員